

○寒川町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月28日

議会規則第1号

改正 平成18年3月31日議会規則第1号

平成20年12月16日議会規則第3号

平成24年12月14日議会規則第3号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年寒川町条例第2号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(平24議会規則3・一部改正)

(会派の届出)

第2条 条例第3条の規定により会派を結成した場合及び届出事項に変更が生じた場合は、会派結成(変更)届(第1号様式)を届け出るものとする。

2 条例第5条第2項の規定により会派を解散した場合は、会派解散届(第2号様式)により届け出るものとする。

(交付申請)

第3条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び議員は、毎年度4月10日までに、町長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(第3号様式)を提出しなければならない。

(平24議会規則3・一部改正)

(交付決定)

第4条 町長は、前条の規定により申請のあつた各会派及び議員について交付すべき政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者又は議員に対し交付決定通知書(第4号様式)

式)により通知するものとする。

(平24議会規則3・一部改正)

(経理責任者の責務)

第5条 条例第8条に規定する経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿等を調整するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、経理状況を常に明確にしておかなければならない。

(平18議会規則1・追加、平24議会規則3・旧第6条繰上・一部改正)

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類等を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(平18議会規則1・旧第6条繰下、平24議会規則3・旧第7条繰上・一部改正)

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日議会規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月16日議会規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月14日議会規則第3号)

この規則は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)

附則第1条ただし書に規定する政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

寒川町長 様

会 派 名

代 表 者 名

印

会 派 結 成(変 更)届

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり届けます。

項 目	新	旧
会派の名称及び代表者名		
結 成・変 更 年 月 日		
経 理 責 任 者		
所属議員数及び議員氏名	名	名
交 付 金 振 込 先 金融機関名・口座番号 口座名義人		
届 出 事 項	(1) 新規結成 (2) 代表者名変更 (3) 経理責任者の変更 (4) 所属議員の変更 (5) その他	

経 由	議 長

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

寒川町長 様

会 派 名

代 表 者 名

㊟

会 派 解 散 届

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり届けます。

- 1 解散会派の名称
- 2 会派の解散年月日

経 由	議 長

第3号様式(第3条関係)

年 月 日

寒川町長 様

〔会 派 名〕
〔代 表 者 名〕 ⑩

又は
〔議 員 名〕 ⑩

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により次のとおり申請します。

交付申請額(年度分) 円

経 由	議 長

第4号様式(第4条関係)

寒川町指令 第 号
年 月 日

会 派 名 様
代 表 者

又は

(議 員 名) 様

寒川町長 ④

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあつた政務活動費の交付について次のとおり決定したので、寒川町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により通知します。

交付決定額 円

第1号様式(第2条関係)

(平24議会規則3・一部改正)

第2号様式(第2条関係)

(平24議会規則3・一部改正)

第3号様式(第3条関係)

(平24議会規則3・一部改正)

第4号様式(第4条関係)

(平24議会規則3・一部改正)